

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること
--------------	-------------------------------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
施策目標	2-1	地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること
個別目標1	創業・新分野進出等に係る支援を図ること	
	(主な事務事業) ・受給資格者創業支援助成金 ・中小企業基盤人材確保助成金	
個別目標2	中小企業等の雇用管理の改善に係る支援を図ること	
	(主な事務事業) ・中小企業人材確保推進事業助成金 ・中小企業雇用創出等能力開発助成金 ・中小企業職業相談委託助成金	
個別目標3	事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防すること	
	(主な事務事業) ・雇用調整助成金	
個別目標4	離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること	
	(主な事務事業) ・再就職援助計画作成・指導事業 ・労働移動支援助成金	
個別目標5	出向・移籍支援事業による円滑な労働移動を促進すること	
	(主な事務事業) ・(財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍支援事業	
個別目標6	雇用情勢の厳しい地域と、雇用創造に向けた意欲が高い地域における雇用機会を創出すること	
	(主な事務事業) ・地域雇用開発促進助成金(地域雇用促進特別奨励金) ・地域雇用開発促進助成金(地域高度人材確保奨励金)	

・地域雇用創造推進事業（地域提案型雇用創造促進事業を含む）

個別目標7 地方就職支援、U・Iターン者等を活用すること

（主な事務事業）

- ・地方就職等支援事業
- ・地域雇用開発活性化事業

個別目標8 積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策を図ること

（主な事務事業）

- ・通年雇用奨励金
- ・通年雇用促進支援事業
- ・地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進奨励金）

個別目標9 建設労働者の雇用の改善・能力の開発及び向上を図ること

※重点評価課題（建設業の新分野進出促進支援）

（主な事務事業）

- ・建設雇用改善助成金事業
- ・建設労働者雇用安定支援事業

個別目標10 港湾労働者の雇用の改善等を図ること

（主な事務事業）

- ・港湾労働者派遣事業

個別目標11 林業事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業を促進すること

（主な事務事業）

- ・林業雇用改善推進事業
- ・林業就業支援事業

個別目標12 農林業等への多様な就業を促進すること

※重点評価課題（農林業に関する情報の提供）

（主な事務事業）

- ・農林業等就職促進支援事業

個別目標13 介護労働者の雇用管理の改善等を図ること

（主な事務事業）

- ・介護基盤人材確保助成金事業
- ・雇用管理等相談援助事業

施策の概要（目的・根拠法令等）

人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。

このような観点から、

- （1）中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援
- （2）事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進
- （3）雇用機会の不足している地域における雇用の促進
- （4）産業の特性に応じた雇用管理の改善等

といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じているところである。

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

①目的等：

中小企業等における雇用機会の創出、労働力確保のための雇用管理の改善を図るため、

- ・創業・新分野進出等に係る支援
- ・中小企業等の雇用管理の改善に係る支援

を行う。

②根拠法令等：

- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- ・中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）

(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進

①目的等：

事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進を図るため、

- ・事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生の予防
- ・離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進
- ・出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進

を行う。

②根拠法令等：

- ・雇用対策法（昭和41年法律第132号）第6条、第24条
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条
- ・雇用保険法施行規則第115条第4号

(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進

①目的等：

雇用機会の不足している地域における雇用の促進を図るため、

- ・雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出
- ・地方就職支援、U・Iターン者等の活用
- ・積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策

を行う。

②根拠法令等：

- ・地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第4号、第5号及び第63条第1項第7号

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

①目的等：

産業の特性に応じた雇用管理の改善等を図るため、

- ・建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上
- ・港湾労働者の雇用の改善等
- ・林業事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進
- ・農林業等への多様な就業の促進
- ・介護労働者の雇用管理の改善等

を行う。

②根拠法令等

- ・建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）
- ・港湾労働法（昭和63年法律第40号）
- ・介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）

主管部局・課室	職業安定局雇用開発課（個別目標1, 2, 3, 4, 5） 職業安定局地域雇用対策室（個別目標6, 7, 8） 職業安定局建設・港湾対策室（個別目標9, 10） 職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室（個別目標11, 12） 職業安定局雇用政策課（個別目標13）
関係部局・課室	職業能力開発局育成支援課（個別目標2）

2. 現状分析

(1) 中小企業等における創業・新分野進出等、雇用管理改善に係る支援、事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進

- ① 創業・新分野進出等に係る支援、中小企業における雇用管理改善に係る支援、事業規模の縮小等の際の失業の予防
 平成19年度の雇用情勢についてみると、完全失業率はおおむね3%台で推移する中、平成20年3月における有効求人倍率は0.95倍となり、平成17年6月以来2年9か月振りの低水準となるなど、注意を要する状態にある。
 また、景気変動等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされる事業主は未だ少なからず存在しており、労働経済動向調査（厚生労働省）によると、平成20年1月-3月期度に雇用調整を実施した事業所の割合は、13%と前期11%に比べやや増加している。こうした中、引き続き失業者の就労支援や、休業等又は出向といった一時的な雇用調整を行う事業主を支援し失業の予防を図るとともに、経済活性化や雇用機会創出の中核となる中小企業の雇用管理の改善等を推進する必要がある。
 また、景気の回復ペースが落ち込んでいる中、創業支援策をより一層積極的に展開していく必要がある。
- ② 離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進
 雇用のミスマッチが依然として大きく構造調整が進展する中で、労働者の雇用の安定を図るためには、離職を余儀なくされる労働者に対して事業主が行う在職中からの求職活動や労働移動前後の職場体験講習等を効果的に支援することにより、円滑な労働移動の実現に重点的に取り組むことが一層求められている。
- ③ 出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進
 最近の労働移動の状況をみると、完全失業率はここ数年低下傾向にあるが、在職者に対する入職者及び離職者の割合である労働移動率は横ばいの傾向にある。
 （延べ労働移動率：平成12年 30.7%、平成13年 32.0%、平成14年 31.0%、平成15年30.9%、平成16年 31.7%、平成17年 34.9%、平成18年 32.2%「雇用動向調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）」）
 労働移動が一定割合にある中で、出向・移籍などによる産業間・企業間の円滑な労働移動は、労働者が失業を経ずして次の職場に移動できることから、雇用の安定を図るために引き続き重要となっている。
- (2) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進
- ① 雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出
 全国的には雇用情勢が改善しているところであるが、改善の動きには地域差がみられる。こうした中で、雇用情勢が特に厳しい地域と雇用情勢の改善に向けた意欲が高い地域に対して支援を重点化する必要がある。そのため、地域求職者の雇入れを伴う施設・設備の設置・整備を行う事業主等に対し地域雇用開発助成金を支給することで雇用機会の創出を促進するとともに、地域雇用創造推進事業を積極的に実施することで地域の創意工夫を生かした雇用機会の創出への取組を支援することが求められている。
- ② 地方就職支援、U・Iターン者等の活用
 近年、都市生活者の地方生活への関心が高まってきているものの、地方においては、依然として人材不足が問題となっている。さらに、団塊世代の高齢化に伴い、U・Iターンによる就業や起業を目指す高齢者が増加することが見込まれることから、引き続き地方就職希望者に対する相談・援助や広域職業紹介等を実施することにより、人材の地方への移動促進を実施する必要がある。
- ③ 積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策
 積雪又は寒冷の度が特に高い地域については、事業活動が季節的に変動することから、特定の産業又は事業の季節的業務に就労する労働者（以下「季節労働者」という。）にあっては季節的に離職を余儀なくされる人々が少なくない。これらの季節労働者は、平成18年度においては全国で約22.1万人となっており、そのうち約9割が北海道、東北、北陸等13道県に集中している。
 そこで、季節労働者が年間を通じて働く場を確保し、その雇用の安定を図ることが重要であることから、通年雇用奨励金等を設けることにより、季節労働者の通年雇用化を促進する必要がある。
 また、沖縄県の雇用失業情勢については、他地域と比較しても非常に厳しい状況であり、特に若年層の失業者が慢性的に滞留していることから、沖縄の地理的

・自然的特性、伝統文化等の地域資源を活用した雇用開発のモデルとして、意欲ある起業家を中心に地域が一体となった雇用開発を推進する必要がある。

(3) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

① 建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善

建設労働者については、建設投資の減少による厳しい経営環境の中で、必要な教育訓練や雇用管理教育等の実施が困難となっているとともに、業界全体として技能の承継や建設労働者の能力開発に取り組まなければならない状況であり、そうした取組を支援し、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上を図る必要がある。

また、港湾労働者については、昨今の厳しい経済情勢の中で、港湾運送事業者が労働者を常用労働者からより安価な日雇労働者へ切り替える危惧があるとともに、港湾運送事業における新規事業参入及び運賃・料金等についての規制緩和策の実施など、港湾労働を取り巻く環境に大きな変化が生じてきている。

② 林業の事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進、農林業等への多様な就業の促進

林業労働力については、林業経営の収益性の低下、林業労働者の雇用管理面での改善の立ち後れ等に伴い、減少・高齢化が進行しており、平成17年国勢調査の結果では林業労働者は4万7千人と平成12年度(6万7千人)から減少し、また、50歳以上の者の割合は6割以上を占めている。

また、農業生産法人の増加に伴い、公共職業安定所における関係求人や農業等への求職者数が増加傾向にある。

③ 介護労働者の雇用管理の改善

介護分野については、我が国の急速な高齢化の進展等を背景として、今後も労働需要の拡大が見込まれる分野であり(介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護又は要支援とされる高齢者等は、平成16年度は410万人程度であるが、平成20年度には500万人から520万人程度に、平成26年度には600万人から640万人程度に達すると見込まれている。)、介護分野を労働者にとって魅力ある職場とするために、介護労働者の雇用管理の改善等を図っていく必要がある。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1	受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している					
	①平均雇用労働者数(人) (2人以上/平成19年度)	— 【—%】	— 【—%】	2.4 【120%】	2.3 【115%】	2.0 【100%】
	②事業継続割合(%) (95%以上/平成19年度)	— 【—%】	— 【—%】	97.0 【108%】	97.5 【103%】	97.4 【103%】
2	中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均求人充足率(%) (22%以上/平成19年度)					
		— 【—%】	— 【—%】	— 【—%】	25.0 【114%】	29.3 【133%】
3	雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額の割合(%) (利用事業所の総支給額の10%以下/平成19年度)					
		3.54 【—%】	5.71 【134%】	— 【—%】	— 【—%】	— 【—%】
4	求職活動等支援給付金に係る離職後3か月以内の就職率(%)					
		28.3 【—%】	33.6 【—%】	34.4 【115%】	34.5 【101%】	集計中 【—%】

	(34%以上/平成19年度)					
5	(財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率(%) (43%以上/平成19年度)	39.2 【-%】	40.2 【-%】	40.2 【100%】	46.5 【115%】	45.9 【107%】
6	地域雇用開発促進助成金(地域雇用促進特別奨励金)利用事業所の常用労働者の増加率(%) (地域雇用促進特別奨励金利用事業所における計画開始日から第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後の常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の同期間における常用労働者数の増加率を上回る/平成19年度)	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	121.2 (0.7) 【-%】	157.8 (0.8) 【-%】	154.6 (5.2) 【2,973%】
7	地域雇用創造推進事業(地域提案型雇用創造推進事業を含む)利用求職者等の就職件数(件) (地域雇用創造推進事業(地域提案型雇用創造推進事業を含む)を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る/平成19年度)	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	8,155 (7,214) 【113%】	9,744 (8,329) 【117%】	6,847 (6,921) 【99%】
8	地域雇用開発促進助成金(地域高度人材確保奨励金)利用事業所の常用労働者の増加率(%) (地域高度人材確保奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期支給申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率を上回る/平成19年度)	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	29.3 (0.9) 【-%】	29.0 (3.5) 【-%】	15.6 (3.5) 【446%】
9	建設教育訓練助成金の助成対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率(%) (80%以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	98.4 【164%】	84.6 【106%】
10	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合(%) (80%以上/平成19年度)	92.7 【-%】	89.9 【-%】	90.9 【-%】	92.5 【116%】	93.2 【117%】
11	林業就業支援事業修了者の就職率(%) (67%以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	63.4 【-%】	67.1 【106%】	67.7 【101%】
12	就農等支援コーナー利用者に占める就職、あっせん割合(%) (35%以上/平成19年度)	- 【-%】	33.1 【-%】	34.9 【-%】	32.9 【94%】	34.5 【99%】
13	介護基盤人材確保助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合(%) (85%以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	97.4 【122%】	96.0 【113%】
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合：雇用保険データにおける助成金利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業継続割合である。						
②指標2 資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。						

- ③指標 3
資料出所：職業安定局調べによる。
- ④指標 4
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：平成19年度の数值は年度終了後3か月経過以降に確定するため、現在集計中である。
- ⑤指標 5
資料出所：財団法人産業雇用安定センターの調べによる。
備考：財団法人産業雇用安定センターは、企業間の労働移動を円滑に行い、出向・移籍の成立に導くこととしている。目標として設定した出向・移籍の成立率は、成立件数/送出情報の件数により算出する。
- ⑥指標 6
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成17年度より評価指標とした。
- ⑦指標 7
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：上段は実績値、下段は事業計画時の目標数である。また、地域提案型雇用創造促進事業については平成17年度、地域雇用創造推進事業については平成19年度から実施している。
- ⑧指標 8
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成17年度より評価指標とした。
- ⑨指標 9
資料出所：本助成金の助成対象となる訓練を受講した者に対するアンケート調査（職業安定局調べ。平成18年度より調査開始。）による。
- ⑩指標10
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：港湾労働者派遣事業の実施において、港湾労働法に基づく指定法人が、求人と派遣可能である労働者のあっせんを行っている。本指標は派遣可能である労働者のうち、求人の条件等と適合し、派遣が成立した者の割合である。
- ⑪指標11、12
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：就農等支援コーナーは、平成15年7月より運用している。
- ⑫指標13
資料出所：助成金を受給した者に対し実施したアンケート調査（都道府県労働局調べ。）による。

施策目標の評価

【有効性の観点】

- (1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援
指標1について、平成19年度においては、受給資格者創業支援助成金を利用した法人等の設立から1年経過後の平均雇用労働者数は2人であり、また、事業を継続している割合も97.4%とそれぞれ目標を達成しており、有効に機能していると考ええる。
指標2について、目標（アウトカム：22%）を上回る29.3%の求人が充足されたことから、本助成金が事業協同組合等の構成中小企業者における雇用管理の改善からなる雇用創出等に有効に機能したものと考ええる。
- (2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進
指標3について、雇用調整助成金の平成19年度の対象者数は、前年度と比べ約3千人増加し、延べ約131万3千人を対象に、休業手当の一部助成を行った。本助成金を利用した事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の5.71%（10%以下）となっており、失業の予防・雇用維持のために有効かつ適正に活用されたといえる。
指標4について、離職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休暇付与、再就職先となりうる事業所において行う職場体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図っており、目標を達成していることから、本取組は個別目標の達成に有効に機

能しているものと評価できる。

指標5について、出向・移籍による失業なき労働移動を円滑に行うための事業を財団法人産業雇用安定センターにおいて行っている。平成19年度の出向・移籍の成立率は46%と目標値43%を上回っており、有効に機能している。

(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進

指標6について、同奨励金利用事業所における計画開始日から第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が154.6%に対して、当該地域内の全適用事業所の増加率が5.2%であることから、目標とした地域の労働者の増加率を大幅に上回り、本助成金は、地域の労働者の雇用促進と労働者の定着に有効に機能している。

指標7について、平成19年度は、104地域で地域雇用創造推進事業（地域提案型雇用創造促進事業を含む）を実施し、実施地域全体で見た就職件数の実績は、事業実施主体である「地域雇用創造協議会」が設定した目標に対して、目標達成率98.9%とほぼ目標を達成していることから、本事業は地域の雇用機会の創出に有効に機能している。

指標8について、同奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が15.6%に対して、地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率が3.5%であることから、目標とした地域の労働者の増加率を大幅に上回り、本助成金は、地域の労働者の雇用促進と労働者の定着に有効に機能している。

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

指標9の建設雇用改善助成金事業については、事業主等による雇用改善等の取組が一般に費用負担を伴い、経済環境が厳しい時期において後退する傾向にあるところ、助成金の支給により事業主等の負担を軽減しつつ、業界全体として必要な技能の承継や建設労働者の能力開発等の雇用改善の取組を促進できることから、雇用管理等の改善を図るための措置として有効である。

指標10の港湾労働者派遣事業については、派遣元責任者に対して港湾労働者派遣事業に関する諸事項に係る講習を行い、派遣先への派遣労働者の氏名の通知、派遣元と派遣先との連絡・調整等の派遣元責任者が扱う職務について、理解を深めた。その結果、港湾労働者派遣制度を利用した港湾労働者の有効な活用方法が派遣先にも浸透し、受入れ体制可能な状況となり、さらに、事業の実施においては港湾労働法に基づく指定法人により求人と派遣可能である労働者の効率的なあっせんを行われることで、派遣成立割合が高い水準で維持されていると考えられることから、有効である。

指標11について、林業は、不安定な雇用、立ち後れた労働条件や福祉水準といった課題からくる労働者の減少と高齢化が進んでいるため、林業事業体の雇用管理改善を促進し、林業労働者の雇用の安定を図るとともに、魅力ある職場づくりを進めることによって、新たな労働力の確保を図ることが必要である。

このため、新たに林業への就業を希望する求職者に座学や実習の講習等を行う林業就業支援事業を実施したところ、林業就業支援事業修了者の就職率は68%と目標値を上回り、林業への円滑な就業の支援が有効に機能していると考えられる。

指標12について、公共職業安定所に設置した就農等支援コーナーでの、平成19年度の利用者に占める就職、あっせんの割合は34.5%と目標の35%以上には及ばなかったものの前年度より改善してきており、失業者の希望や能力に応じた農林業等への多様な就業等の支援に有効に機能していると考えられる。

【効率性の観点】

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1については、①受給資格者の開始した事業及び雇い入れた労働者の雇用の継続性を担保する必要がある一方、②創業に係る立ち上げの支援のため、迅速な資金供給が求められることから、支給を事業開始3か月後及び6か月後の2回に分けて半額ずつ支給する方式を採用するなど、効率的に行われている。

指標2については、事業協同組合等を通じた支援を行うことにより、個別に中小企業主の取り組みを支援するものに比べ雇用管理の改善による雇用の創出等を幅広く行えたため効果的であったと考える。

(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進

指標3については、雇用調整を行う事業所の実情にあわせて休業・教育訓練又は

出向のいずれかの雇用調整を選択することが可能であること、雇用調整を行う企業の規模に応じ、中小企業には高率助成を行っていることなどから、効率的な助成が行われている。

指標4については、離職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休暇付与、再就職先となりうる事業所において行う職場体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図ることであり、求職活動等支援給付金にかかる離職後3か月以内の平成18年度における就職率（平成19年度は未集計）は34.5%と目標値を上回っており、平成19年度の達成状況については今後、注視していく必要はあるものの、現段階においては効率的に再就職への支援が行われている。

指標5については、労働力の産業間、企業間移動に関する企業ニーズに対応するため、産業界の相互協力により設立された財団法人産業雇用安定センターの積極的な情報の収集及び提供並びに相談により、効率的な労働移動が行われているものと考えられる。

(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進

指標6について、事業所の設置・整備、雇入れ直後に第1回目の支給を行い、その後、1年おきに労働者の定着している事業所に対して、2回目、3回目の支給を行う方式を採っており、雇い入れた労働者の雇用の継続性を担保としていることから、実際に雇用創出に貢献している事業主に対して助成が行われているという意味で、当助成金は効率的に機能していると評価できる。

指標7について、地域雇用創造推進事業は、地域が自発的に提案する事業構想の中から雇用創造効果が高いものを選抜し委託する方式を採っており、各地域のニーズにきめ細かく対応した雇用創出が可能なことから、地域に対する効率的な支援が行われていると評価できる。

指標8について、雇入れ後、半年おきに労働者の定着している事業所に第1回目、第2回目の助成金の支給を行う方式を採っており、雇い入れた労働者の雇用の継続性を担保としていることから、実際に雇用創出に貢献している事業主に対して助成が行われているという意味で、当助成金は効率的に機能していると評価できる。

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

指標9の建設雇用改善助成金事業については、建設労働者の雇用の改善等を図るための措置が、企業の収益に直接結びつくものではなく、経営環境が厳しい個別の事業主の中には、自らの企業努力での取組を講ずることが困難な所も多いことから、事業主団体及びその連合団体とともに取り組んでいくものであり、効果的な手段である。

指標10の港湾労働者派遣事業については、派遣元責任者に対して、港湾労働者派遣事業に関する諸事項に係る講習を行ったことにより、制度の理解が深まり、派遣成立割合が高い水準で維持されていることから雇用の改善等に効率的であると考えられる。

指標11の雇用管理改善セミナーについては、各都道府県における林業の実情に詳しい林業関係団体を委託先としており、その結果として、先例事例などを活用した雇用管理改善に取り組むことが可能となっており、効率的である。

また、職業講習会・就職ガイダンスについては、地域のニーズに応じた効率的な実施をするため、開催地域をブロック単位として実施しており、林業の実情に詳しい林業関係団体において、林業分野への求職ニーズが高い地域を中心として、林業求職者等に職業体験等を実施し、職業理解を促進しており、林業労働力確保を図る上で効果的である。

指標12の農林業等の就業等を希望する者の多くは、農林業等に対する経験・知識の不足や住居の移転を伴うなど農林業等に就職した際の就業環境等を明確に掴めない状況にあるため、農林業等への就業等を希望する者に対して職業理解を促進する上で、新規就農相談センター等と連携して、農林業等関係情報の一元化を図り、幅広い情報提供をワンストップで行っていくことは効率的である。

【総合的な評価】

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

受給資格者創業支援助成金に関する指標1、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標2について、平成19年度実績は目標を上回っており、中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

- (2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進
雇用調整助成金に関する指標3及び労働移動支援助成金に関する指標4（未集計のため今後変更あり）、財団法人産業雇用安定センターに関する指標5について、実績はいずれも目標を上回っており、事業縮小の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。
- (3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進
地域雇用開発助成金に関する指標6及び指標8について、実績はいずれも目標を大幅に上回っている。また、地域雇用創造推進事業（地域提案型雇用創造促進事業を含む）に関する指標7についても、実績はほぼ目標を達成していることから、雇用機会の不足している地域における雇用の促進が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。
- (4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等
建設教育訓練助成金に関する指標9、港湾労働者派遣事業に関する指標10、林業就業支援事業に関する指標11、介護基盤人材確保助成金に関する指標13で、実績はいずれも目標を上回っており、**就農等支援コーナーに関する指標12の実績については目標に及ばなかったものの前年度より改善している**ことから、産業の特性に応じた雇用管理の改善等が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

以上のことから、施策目標の達成に向けて着実に進展があったと評価できる。

(※太字部分は、重点評価課題該当部分)

4. 個別目標に関する評価

個別目標1						
創業・新分野進出等に係る支援を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している ※施策目標2-1に係る指標1と同じ					
	①平均雇用労働者数(人) (2人以上/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	2.4 【120%】	2.3 【115%】	2.0 【100%】
	②事業継続割合(%) (95%以上/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	97.0 【102%】	97.5 【103%】	97.4 【103%】
2	中小企業基盤人材確保助成金の支給終了後、新たに雇用された人数の平均(人) (3人以上(助成額を上乗せしている同意雇用機会増大地域は4人以上)/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	2.20 【110%】	3.70 (3.20) 【123%】	3.14 (1.63) 【105%】
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合：雇用保険データにおける助成金利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業継続割合である。 ・利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続率については、平成17年度から集計を開始している。						
②指標2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：括弧内の数字は雇用失業情勢が非常に厳しい地域として地域雇用開発促進法に規定されている同意雇用開発促進地域(平成19年8月までは「同意雇用増大促進地域」)の実績値である。なお、平成17年度は同意雇用機会増大地域に係る施策を実施していない。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	受給資格者創業支援助成金の支給決定件数(件) (1,605件/平成19年度)	577 【-%】	1,641 【-%】	1,605 【-%】	1,222 【-%】	1,270 【79%】
		1,822 【-%】	3,084 【-%】	4,501 【-%】	2,886 【-%】	1,728 【-%】
2	中小企業基盤人材確保助成金の支給対象人数(人) (5,559人/平成19年度)	16 【-%】	3,347 【-%】	5,824 【-%】	5,373 【-%】	5,183 【93%】
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・支給決定件数の上段は職業安定局集計による実績、下段は予算上の数値である。 ・支給申請は2回に分けて行われるが、件数は助成対象となる事業所数である。						

②指標 2 資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。						
参考指標		H15	H16	H17	H18	H19
1	受給資格者創業支援助成金支給決定金額（百万円）	592 1,821	2,224 3,084	2,380 5,986	1,709 4,001	1,349 2,777
2	中小企業基盤人材確保助成金支給決定金額（百万円）	12 3,030	2,548 16,558	4,416 16,618	4,072 4,473	3,974 4,471
(調査名・資料出所、備考)						
①指標 1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・支給決定金額の上段は職業安定局集計による実績、下段は予算上の数値である。 ・支給申請は2回に分けて行われるが、件数は助成対象となる事業所数である。						
②指標 2 資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。 備考： ・支給決定金額の上段は独立行政法人雇用・能力開発機構集計による実績、下段は予算上の数値である。 ・中小企業基盤人材確保助成金は平成15年6月から実施しているものである。						
個別目標 1 に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）						
①指標 1 景気の回復ペースが落ち込んでいる中で、雇用機会の創出へと結びつくような創業が景気の回復に結びつける上で重要であり、創業支援策をより一層積極的に展開していく必要がある。こうした中で、受給資格者創業支援助成金により雇用保険の受給資格者の創業を支援することは、失業者本人の自立促進はもとより、新たな雇用機会の創出を促進する観点からも有効な手段である。 平成19年度においては、受給資格者創業支援助成金を利用した法人等の設立から1年経過後の平均雇用労働者数が2人以上であり、また、事業を継続している割合も95%以上と目標を達成しており、今後も着実に利用されることが予想され、有効に機能していると考えられる。 また、本事業は、①受給資格者の開始した事業及び雇い入れた労働者の雇用の継続性を担保する必要がある一方、②創業に係る立ち上げの支援のため、迅速な資金供給が求められることから、支給を事業開始3か月後及び6か月後の2回に分けて半額ずつ支給する方式を採っており、効率的と考えられる。						
②指標 2 中小企業基盤人材確保助成金は、経営基盤の強化に資する人材の雇い入れを助成することにより他の労働者の雇用機会の創出を促進させることを目的としており、目標（アウトカム：3人）を上回る3.14人が新たに雇用されていることから、本助成金が雇用機会の創出について有効に機能したものと考える。また、効率性の観点からも単なる労働者の雇い入れに対する支援に比べ基盤人材の雇い入れが波及して一般労働者の雇いを促進しているため効果的であったと史料する。 以上のことから、本取組は、個別目標の達成に有効、効率的であったと評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：受給資格者創業支援助成金						
平成19年度 予 算 額：2,777百万円（補助割合：「国 / /」[/] [/]）						
予 算 額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）						
実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）						
概要：失業者（雇用保険の受給資格者）自らが創業し、雇用保険の適用事業の事業主になった場合、創業に要した費用の一部を助成する。						
事務事業名：中小企業基盤人材確保助成金						
平成19年度 予 算 額：4,471百万円（補助割合：「国 / /」[/] [/]）						
予 算 額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）						

(IV-2-1)

実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、 <u>独立行政法人</u> 、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	創業・新分野進出等に伴い中小企業者が経営基盤の強化に資する人材（事務的・技術的な業務の企画・立案、指導等を行うことができる専門的な知識や技術を有する者等）を雇い入れた場合に助成する。

個別目標 2						
中小企業等の雇用管理の改善に係る支援を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均求人充足率(%) (22%以上/平成19年度) ※施策目標2-1に係る指標2と同じ	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	25.0 【114%】	29.3 【133%】
2	中小企業雇用創出等能力開発助成金の対象となった従業員が受けた職業能力開発検定等(訓練に密接に係るものに限る。)の合格率(%) (50%以上/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	58.8 【118%】	89.7 【179%】
3	中小企業職業相談委託助成金支給後の離職率(%) (11%以下/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	6.0 【183%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1～3いずれも独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。 備考：指標3は、中小企業職業相談委託助成金は、平成18年度に創設したものであり、助成金受給後1年経過した支給対象企業における離職率を評価指標としているところであり平成18年度においては評価できないことから「-」としている。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	中小企業人材確保推進事業助成金の支給団体数(団体) (287団体/平成19年度)	100 【-%】	194 【-%】	270 【-%】	287 【-%】	248 【86%】
2	中小企業職業相談委託助成金の支給決定件数(件) (962件/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	0 【-%】	5 【1%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1, 2ともに独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	中小企業人材確保推進事業助成金支給決定金額(百万円)	474 ----- 922	983 ----- 1,456	1,368 ----- 1,883	1,433 ----- 1,932	1,224 ----- 1,232
2	中小企業職業相談委託助成金支給決定金額(百万円)	— ----- —	— ----- —	— ----- —	0 ----- 110	1 ----- 100
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1, 2ともに独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。 備考： ①指標1 ・支給決定金額の上段は独立行政法人雇用・能力開発機構集計による実績、下段は予算上の数値である。 ・中小企業人材確保推進事業助成金は平成15年6月から実施しているものである。 ②指標2 ・支給決定金額の上段は独立行政法人雇用・能力開発機構集計による実績、下段は予算上の数値である。						

個別目標2に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

①指標1

中小企業人材確保推進事業助成金は、目標（アウトカム：22%）を上回る29.3%の求人が充足されたことから、本助成金が事業協同組合等の構成中小企業者における雇用管理の改善からなる雇用創出等に有効に機能したものと考える。また、効率性の観点からも、事業協同組合等を通じた支援を行うことにより、個別に中小企業主の取り組みを支援するものに比べ雇用管理の改善による雇用の創出等を幅広く行えたため効果的であったと考える。

②指標2

中小企業雇用創出等能力開発助成金は、目標（アウトカム：50%）を上回る89.7%の職業能力開発検定等（訓練に密接に係るものに限る。）の合格率であったことから、本助成金を活用し職業訓練等を受けることにより、その雇用する労働者の能力・技術が向上し、生産性が向上するなど雇用管理の改善に有効に機能したものと考える。

また、効率性の観点からは、本助成金の活用により中小企業における訓練費用などのインセンティブ面で、訓練機会の確保につながり、雇用する労働者の能力・技術が向上し、生産性が向上するなど雇用管理の改善が効率的に行われたものと考える。

③指標3

中小企業職業相談委託助成金は、目標（アウトカム：11%）を達成する6.0%まで離職率を抑えられたことから、本助成金が中小企業者における雇用管理の改善からなる職場の定着に有効に機能したものと考える。

以上のことから、本取組は、個別目標の達成に概ね有効に機能しているものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名	中小企業人材確保推進事業助成金
平成19年度 予算額	1,232百万円（補助割合：「国 / 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	事業協同組合等が構成中小企業者における就業時間の短縮等といった雇用管理の改善を図るため、雇用管理の改善に関する調査研究等の事業を行った場合、当該事業に要した経費の一定額を助成する。
事務事業名	中小企業雇用創出等能力開発助成金
平成19年度 予算額	247百万円（補助割合：「国 / 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	事業の高度化等職業に必要な高度技能及びこれに関する知識を有する者の確保又は新分野進出等若しくは青少年の雇用創出に必要な事業所内外での職業訓練等に要した費用及び賃金の1/2を助成する。
事務事業名	中小企業職業相談委託助成金
平成19年度 予算額	100百万円（補助割合：「国 / 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	中小企業者がメンタルヘルス相談を含めた職業相談を外部委託により実施した場合、当該措置に要した経費の一定額を助成する。

個別目標3						
事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	雇用調整助成金利用事業所のうち 保険関係消滅事業所に対して支給 した額(%) (利用事業所の総支給額の10%以 下/平成19年度) ※施策目標2-1に係る指標3と同じ	3.54 【-%】	5.71 【143%】	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。						
アウトプット指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	雇用調整助成金の対 象者数(延べ)	休業(千人) 121 (新)121 (旧)0	29 (新)29 (旧)0	24 (新)24 (旧)0	10 (新)10 (旧)0	13 (新)13 (旧)0
	教育訓練(千 人)	4 (新)4 (旧)0	1 (新)1 (旧)0	1 (新)1 (旧)0	1 (新)1 (旧)0	1 (新)1 (旧)0
	出向(人)	125 (新)105 (旧)20	68 (新)68 (旧)0	17 (新)17 (旧)0	0 (新)0 (旧)0	17 (新)17 (旧)0
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・雇用調整助成金の対象者は、事業活動の縮小に伴う雇用調整によって発生する者 であり、その発生は社会的に必ずしも好ましいものではないため、対象者数に達成 水準を設定することは不適切である。 ・参考指標の(新)は改正法による対象者数、(旧)は改正法以前の指定業種の対象 者数を示す。 ・平成13年10月の改正により、指定を受けた業種に限らず、一定の事業活動の縮小 がみられる一般事業主について助成することとした。 ・平成15年4月に支給限度日数を引き下げる等の見直しを行った。 ・「休業」及び「教育訓練」は千人単位なので、必ずしも(新)と(旧)の合計値 と一致しない。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	雇用調整助成金の支給決定金額 (百万円)	2,301 26,186	676 17,918	512 14,167	229 10,194	253 2,321
(調査名・調査出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：支給決定金額の上段は職業安定局集計による実績、下段は予算上の数値である。						
個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
雇用調整助成金は労働者の失業の予防を図ることを目的としている。 事業所単位では、依然として事業活動の減少による一時的な雇用調整を行う必要があ る事業所が存在しており、平成19年度は、前年度と比べ約3千人増加し、延べ約1万3 千人を対象に、休業手当の一部助成を行った。本助成金を利用した事業所のうち保険関 係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の5.71%(10%以下)となっ ており、失業の予防・雇用維持のために有効かつ適正に活用されたといえる。 また、本助成金は雇用調整を行う事業所の実情にあわせて休業・教育訓練又は出向の いずれかの雇用調整を選択することが可能であること、雇用調整を行う企業の規模に応 じ、中小企業には高率助成を行っていることなどから、効率的な助成が行われていると						

考える。

また、平成19年度は、約5万2千人日の休業に対して本助成金が支給されたが、これは労働者約1万3千人、1人当たり平均休業日数約4日に相当する（平成19年度支給実績より）。本助成金の利用1年経過後の助成金利用事業所における対象者の雇用維持割合は約72.3%となっており、仮に本助成金がなく対象者が離職していた場合の失業給付金基本手当は推計約138億円となる。本助成金支給額は2.5億円であることから、費用面で効率的な効果があったものとする。

なお、本助成金支給額の予算額と実績額の乖離があるが、そもそも助成金が雇用のセーフティネットとしての役割を担っており、年度途中で不足が生じることのないよう一定の予算を計上していることによるものである。しかしながら、予算要求額と実績額の乖離にかんがみ、今後、セーフティネットとしての役割を踏まえつつ、適正な予算額となるよう検討する必要がある。

以上のことから、本取組は個別目標の達成に有効、効率的であったと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	雇用調整助成金
平成19年度 予算額	2,320百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により一時的に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、事前に休業規模等を計画した届出を行い、その雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合、雇用調整助成金を支給し、支払った賃金等の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。	

個別目標4						
離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	求職活動等支援給付金に係る離職後3か月以内の就職率(%) (34%以上/平成19年度) ※施策目標2-1に係る指標4と同じ	28.3 【-%】	33.6 【-%】	34.4 【101%】	34.5 【101%】	未集計 【-%】
2	再就職支援給付金の支給を受けた事業所のうち、当該給付金を活用して再就職支援会社に支援を委託しなくても、当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする事業所の割合(%) (20%以下/平成19年度)	- 【-%】	14.5 【-%】	7.1 【164%】	12.1 【139%】	10.9 【145%】
3	再就職支援給付金の支給を受けた事業所が、再就職支援を委託した人数のうち、早期再就職が実現した人数の割合(%) (20%以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	20.1 【101%】	20.0 【100%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1～3いずれも職業安定局調べによる。 備考： ①指標1 ・求職活動等支援給付金の支給を受けた事業所において、求職活動のための休暇付与等を与えられた対象被保険者のうち、離職後3か月以内に早期再就職が実現した割合である。 ・平成19年度の数値は年度終了後3か月经過以降に確定するため、現時点では未集計である。 ②指標2 ・平成15年度は制度見直しに伴う対象事業所の変動があったため集計していない。 ③指標3 ・再就職支援給付金の支給を受けた事業所において、再就職支援会社(職業紹介事業者)に対象被保険者の再就職に係る支援を委託した人数のうち、早期再就職が実現した人数の割合である。 ・平成18年度から集計を開始している。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	労働移動支援助成金の支給対象人数(人)	4,326 【-%】	3,581 【-%】	4,238 【-%】	3,569 【-%】	3,211 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：労働移動支援助成金の対象者の発生は社会的に好ましいものではないため、対象者数に達成水準を設定することは不適切である。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	労働移動支援助成金の支給決定金額(百万円)	451 10,435	448 8,284	543 4,839	478 1,240	469 605
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：支給決定金額の上段は職業安定局集計による実績、下段は予算上の数値である。						

個別目標4に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）	
労働移動支援助成金の趣旨は、離職を余儀なくされる労働者等に対して支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図ることであり、個別目標に係る指標2及び指標3については目標を達成していることから、残る指標1の達成状況について注視する必要はあるものの、本取組は離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進するために有効に機能しているものと評価できる。	
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	再就職援助計画作成・指導事業
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：再就職援助計画は、事業主が経済的事情により、一の事業所において常時雇用する労働者について1カ月に30人以上の離職者を生じさせる事業規模の縮小等を行おうとする時に、最初の離職者が生じる日の1カ月前までに作成し、公共職業安定所に提出することを義務づけられているもの。	
事務事業名	労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金）
平成19年度 予算額	234百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者（※）に対し、求職活動等のための休暇を付与し、通常支払われる賃金の額以上の額を支払った事業主、当該対象者の再就職先となり得る職場体験講習を実施した事業主又は、職場体験講習で受け入れた当該対象者をその離職から一定期間内に雇い入れた事業主に対し、一定額を助成する。 （※）①高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第17条第1項に規定する求職活動支援書。 ②定年又は継続雇用制度がある場合における当該制度の定めるところにより離職することとなっている60歳以上65歳未満の者の希望に基づき、作成した書面。	
事務事業名	労働移動支援助成金（再就職支援給付金）
平成19年度 予算額	364百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に委託し、その離職から一定期間内に再就職を実現した事業主に対し、要した費用の一部を助成する。	
事務事業名	労働移動支援助成金（定着講習支援給付金）
平成19年度 予算額	7百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者をその離職から一定期間内に雇い入れ、定着講習（※）を実施した事業主に対し、一定額を助成する。 平成18年度で廃止。19年度は経過措置として予算を計上。 （※）対象者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための実習で、①対象者の雇入れから3か月以内に開始されるもの、②講習期間が1週間以上のもの、③Off-JT及びOJTの双方を含む実習をいう。	

個別目標5						
出向・移籍支援事業による円滑な労働移動を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	(財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率(%) (43%以上/平成19年度) ※施策目標2-1に係る指標5と同じ	39.2 【-%】	40.2 【-%】	40.2 【100%】	46.5 【115%】	45.9 【107%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：財団法人産業雇用安定センター調べによる。 備考：財団法人産業雇用安定センターは、企業間の労働移動を円滑に行い、出向・移籍の成立に導くこととしている。目標として設定した出向・移籍の成立率は、成立件数/送出情報の件数により算出する。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	企業訪問件数(件)	85,893 【-%】	85,904 【-%】	96,559 【-%】	100,252 【-%】	103,310 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：財団法人産業雇用安定センター調べによる。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	(財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立数(人)	10,002	9,661	7,025	5,478	7,020
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：財団法人産業雇用安定センター調べによる。						
個別目標5に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>産業界の相互協力の下で、労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するために設立された(財)産業雇用安定センターにおいて実施されており、それぞれの産業における出向・移籍のニーズに関する情報が集約できることから、効率的に出向・移籍を成立させることができているものと考えられる。</p> <p>また、平成19年度の出向移籍の成立率は46%と目標値である43%を上回っており、円滑な労働移動の促進に寄与しており、有効に機能している。</p> <p>以上のことから、本取組は、個別目標の達成に有効・効率的であったと評価できる。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：(財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍支援事業						
平成19年度：3,315百万円(補助割合：「国10/10(一部2/3あり)」[/])						
予算額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他((財)産業雇用安定センター)						
概要：産業構造の変化等に伴う労働力需給変化に対応した産業間・企業間労働移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍支援事業を実施する(財)産業雇用安定センターの運営費の一部を助成し、失業の予防及び雇用の安定を図る。						

個別目標6						
雇用情勢の厳しい地域と、雇用創造に向けた意欲が高い地域における雇用機会を創出すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1	地域雇用開発促進助成金(地域雇用促進特別奨励金)利用事業所の常用労働者の増加率(%) (地域雇用促進特別奨励金利用事業所における計画開始日から第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の同期間における常用労働者数の増加率を上回る/平成19年度) ※施策目標2-1に係る指標6と同じ	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	121.2 (0.7) 【-%】	157.8 (0.8) 【-%】	154.6 (5.2) 【2,973%】
2	地域雇用創造推進事業(地域提案型雇用創造促進事業を含む)利用求職者等の就職件数(件) (地域雇用創造推進事業(地域提案型雇用創造促進事業を含む)を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る/平成19年度) ※施策目標2-1に係る指標7と同じ	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	8,155 (7,214) 【113%】	9,744 (8,329) 【117%】	6,847 (6,921) 【99%】
3	地域雇用開発促進助成金(地域高度人材確保奨励金)利用事業所の常用労働者の同期間における増加率(%) (地域高度人材確保奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率を上回る/平成19年度) ※施策目標2-1に係る指標8と同じ	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	29.3 (0.9) 【-%】	29.0 (3.5) 【-%】	15.6 (3.5) 【446%】
(調査名・資料出所、備考)						
資料出所：指標1～3いずれも職業安定局調べによる。						
備考：						
①指標1及び3						
・上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。						
・本指標については、平成17年度より評価指標とした。						
②指標2						
・上段は実績値、下段は事業計画時の目標数である。						
・地域提案型雇用創造促進事業については平成17年度、地域雇用創造推進事業については平成19年度から実施している。						
・各協議会とは、自発的に雇用創造に取り組む市町村・都道府県及び経済団体などにより構成される地域雇用創造協議会を言う。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1	地域雇用開発促進助成金の支給対	-	-	-	-	1,482

象件数 (件)	【-%】	【-%】	【-%】	【-%】	【-%】
2 地域雇用創造推進事業（地域提案型雇用創造促進事業を含む）の利用求職者数（人） （地域雇用創造推進事業（地域提案型雇用創造促進事業を含む）を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／平成19年度）	— (-) 【-%】	— (-) 【-%】	55,835 (37,652) 【148%】	83,819 (50,115) 【167%】	53,712 (38,715) 【139%】
(調査名・資料出所、備考) ①指標1 資料出所：指標1及び2ともに職業安定局調べによる。 ②指標2 備考： ・上段は実績値、下段は事業計画時の目標数である。 ・地域提案型雇用創造促進事業については平成17年度、地域雇用創造推進事業については、平成19年度から実施している。					
参考指標	H15	H16	H17	H18	H19
1 地域雇用開発促進助成金（地域雇用促進特別奨励金）支給決定金額（百万円）	1,235 (349) 2,008 (804)	2,337 (605) 2,092 (759)	3,094 (639) 2,989 (481)	4,018 (485) 3,526 (175)	5,127 (54) 5,177 (91)
2 地域雇用開発促進助成金（地域高度人材確保奨励金）支給決定金額（百万円）	4 (17) 0 (267)	28 (9) 84 (14)	133 (1) 207 (0)	167 (0) 197 (0)	59 (0) 141 (0)
3 地域雇用開発促進助成金（地域高度人材確保奨励金）支給決定人数（人）	7 (24) 0 (172)	53 (19) 180 (18)	247 (1) 456 (0)	327 (0) 384 (0)	112 (0) 264 (0)
4 地域雇用創造推進事業（地域提案型雇用創造促進事業を含む）による事業利用企業等の数（件）	—	—	14,877	20,417	15,006
5 地域提案型雇用創造促進事業による事業利用企業等の雇入数（人）	—	—	3,289	6,471	—
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1～5いずれも職業安定局調べによる。 備考： ①指標1 ・上段は実績値、下段は予算上の数値である。 ・括弧内は平成17年3月末で廃止された助成金に係る数値であり、別途計上している。 ②指標2及び3 ・上段は実績値、下段は予算上の数値である。 ・括弧内は平成15年5月末で廃止された助成金に係る数値であり、別途計上している。 ③指標4及び5 ・数値は実績値である。 ・地域提案型雇用創造促進事業については平成17年度、地域雇用創造推進事業については平成19年度から実施している。 ・指標5について、地域雇用創造推進事業は事業利用企業等の雇入数を集計していない。					
個別目標6に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）					
①指標1 地域雇用促進特別奨励金は、同奨励金利用事業所における計画開始日から第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後の常用労働者の増加率が154.6%に対して、当該地域内の全適用事業所の増加率が5.2%であることから、目標とした地域の労働者の増加率を大幅に上回り、地域の労働者の雇用促進と労働者の定着に有効に機能していると評価で					

きる。また、本助成金は、事業所の設置・整備、雇入れ直後に第1回目の支給を行い、その後、1年おきに労働者の定着している事業所に対して、2回目、3回目の支給を行う方式を採っており、雇い入れた労働者の雇用の継続性を担保としていることから、実際に雇用創出に貢献している事業主に対して助成が行われているという意味で、効率的に機能していると評価できる。

②指標2

平成19年度は、104地域で地域雇用創造推進事業（地域提案型雇用創造促進事業を含む）を実施し、実施地域全体で見た就職件数の実績は、事業実施主体である「地域雇用創造協議会」が設定した目標数に対して、達成率98.9%とほぼ目標を達成していることから、本事業は地域の雇用機会の創出に有効に機能していると評価できる。

また、本事業は、地域が自発的に提案する事業構想の中から雇用創造効果が高いものを選抜し、委託するものであり、地域のニーズにきめ細かく対応した雇用創出に効率的であると評価できる。

③指標3

地域高度人材確保奨励金は、本奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が15.6%に対して、地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率が3.5%であることから、目標とした地域の労働者の増加率を大幅に上回っており、地域の労働者の雇用促進と労働者の定着に有効に機能していると評価できる。また、本奨励金は、雇入れ後、半年おきに労働者の定着している事業所に第1回目、第2回目の助成金の支給を行う方式を採っており、雇い入れた労働者の雇用の継続性を担保としていることから、実際に雇用創出に貢献している事業主に対して助成が行われているという意味で、効率的に機能していると評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	地域雇用開発促進助成金（地域雇用促進特別奨励金）
平成19年度 予算額	5,176百万円（補助割合：「国 / / 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：求職者に比し求人が少なく雇用機会が不足している地域における雇用構造の改善を図るため、その地域内で事業所を設置又は整備し、その地域に居住する求職者等を、常用労働者として雇い入れる事業主に対して、事業所の設置・整備に係る費用及び雇い入れた対象労働者の数に応じて地域雇用開発促進助成金（地域雇用促進特別奨励金）を支給する。	
事務事業名	地域雇用開発促進助成金（地域高度人材確保奨励金）
平成19年度 予算額	141百万円（補助割合：「国 / / 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：高度な熟練技能者である高度技能労働者を活用する事業所が集積している地域の雇用開発を促進するために、当該地域に所在する事業所であって、高度技能労働者を受け入れ、又はそれに伴い地域求職者を雇い入れる事業主に対して、地域雇用開発促進助成金（地域高度人材確保奨励金）を支給する。	
事務事業名	地域雇用創造推進事業
平成19年度 予算額	1,670百万円（補助割合：「国 100 / 100 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（協議会）
概要：雇用機会が少ない地域において、地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した雇用対策にかかる事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該地域に対しその事業を委託する。	

個別目標 7						
地方就職支援、U・Iターン者等を活用すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	地方就職支援センター利用者のうち、就職者の割合(%) (12.6%以上/平成19年度)	6.3 【-%】	8.4 【-%】	10.3 【-%】	9.9 【79%】	8.4 【67%】
2	地域雇用開発活性化事業実施地域に都市部高齢人材が招致され、1年を経過後の常用労働者等の増加率(%) (県内の全適用事業所の常用労働者等の増加率を上回る/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	105 (103) 【102%】
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1 資料出所：地方就職支援センター(品川公共職業安定所内に設置したU・Iターン就職にかかる相談機関)における業務取扱状況による。						
②指標2 資料出所：委託先中小企業団体等の調査による。						
備考： ・地域雇用開発活性化事業については、平成18年度より実施している。(平成19年度限りで廃止) ・上段は当事業実施地域に都市部高齢人材が招致され、1年を経過後の常用労働者の増加率、下段は県内の全適用事業所の常用労働者等の増加率である。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	地方合同面接会参加者数(人) (前年度を上回る/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	1,055 【-%】	3,204 【304%】
2	地域雇用開発活性化事業の					
	①人材誘致活動実施参加企業数及び参加者数 (各事業実施主体が設定した目標数を上回る/平成19年度)	参加企業数(社) ----- - - - - - 2,055 (1,588) 【129%】				
		参加者数(人) ----- - - - - - 14,868 (6,843) 【217%】				
	②合同研修実施参加者数(人) (各事業実施主体が設定した目標数を上回る/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	4,488 (4,419) 【102%】
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1 資料出所：開催労働局の調査による。(平成18年度より開始)						
③指標2 資料出所：職業安定局及び事業終了後の委託先中小企業団体等の調査による。						
備考： ・地域雇用開発活性化事業については、平成18年度より実施している。 ・上段は実績値、下段は事業計画時の計画数である。						
個別目標7に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						

①指標1

「地方就職支援センター」へ相談に来訪する求職者が年々高齢化する傾向があり、年齢のミスマッチによる未就職者が増えていること、インターネットの普及に伴い「地方就職支援センター」を利用せず、自力で情報収集する求職者が増えてきたこと等により、「地方就職支援センター」の就職率は前年度を下回る結果となっていることから、「地方就職支援センター」を廃止したところである。

一方、近年の都市生活者の地方生活に対する関心の高まりや団塊世代が退職期を迎えることに伴いU・Iターンにより就業、起業及び地域の社会貢献活動への参加を目指す高年齢者の増加に対応する必要がある。そのため、平成20年度においては、事業の有効性及び効率性の観点から東京都、愛知県及び大阪府の主要公共職業安定所6カ所に「地方就職支援コーナー」を設置し、当該コーナーを拠点に当該地域の地方就職希望者に対するきめ細やかな支援を行うよう事業内容を見直ししたところである。

②指標2

「地域雇用開発活性化事業」は、高齢者のうち技能を有するもののU・Iターンを促進し、人材不足の地方の中小企業とマッチングを図るものであるが、①U・Iターンを希望する人材の掘り起こしが困難であること②地方の中小企業が求める能力とU・Iターンを希望する高齢者の能力との間のミスマッチが大きいこと③事業の開始時期が遅くなったこと④委託先中小企業団体と関係機関との連携がスムーズにできなかったこと等により、平成18年度におけるアウトプット指標は低調となった。

また、平成19年度においては、平成18年度に比べてやや順調に事業を実施することができたものの、事業の目的に照らして十分な水準とはいえないものであったため、有効性・効率性の観点から、本事業は平成19年度限りで廃止したところである。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	地方就職等支援事業
平成19年度 予 算 額	85百万円（補助割合：「国 / 」 「 / 」 「 / 」） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：地方就職支援センターにおいて、U・Iターンによる地方就職希望者に対する地方就職支援アドバイザーによるきめ細かな相談・援助や職業紹介、地方での起業を目指す首都圏在住者に対する支援施策を含めた総合的な情報提供を行う。	
事務事業名	地域雇用開発活性化事業
平成19年度 予 算 額	560百万円（補助割合：「国 / 」 「 / 」 「 / 」） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ 中小企業団体等 ）
概要：地域における雇用情勢の改善、「2007年問題」（1947年～1949年生の「団塊世代」労働者の引退）の対応等のため、中小企業団体等による地域の実情を踏まえた高年齢者の活用、後継者の確保等を図る取組を支援する。	

個別目標 8					
積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策を図ること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 積雪寒冷地における季節労働者の減少率(%) (通年雇用奨励金の支給を受けた事業所の特例被保険者数の減少率が地域全体の特例被保険者数の減少率を上回ること、かつ、支給を受けた事業所の一般被保険者数が増加すること/平成19年度)					
奨励金支給事業所の特例被保険者数の減少率(地域全体の特例被保険者数の減少率)	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	▲14.5 (▲7.2) 【-%】	▲11.6 (▲6.9) 【-%】	15.7 (▲5.2) 【-%】
奨励金支給事業所の一般被保険者数の増加率(地域全体の一般被保険者数の増加率)	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	21.7 (▲0.3) 【-%】	3.9 (0.8) 【-%】	5.1 (0.9) 【-%】
2 通年雇用促進支援事業により達成された季節労働者の通年雇用化数の割合(%) (各協議会の計画に成果目標として掲げられた値の合計の80%以上/平成19年度)	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	55.1 (1,184) 【-%】
3 沖縄県における若年労働者の増加率(%) (沖縄若年者雇用促進奨励金の支給を受けた事業所の被保険者数の増加率が県内全体の被保険者数の増加率を上回ること/平成19年度)	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	39.0 (3.2) 【-%】	9.0 (2.1) 【-%】	13.6 (4.0) 【-%】
(調査名・資料出所、備考)					
①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・平成17年度に通年雇用奨励金の支給を申請した北海道、青森県及び新潟県の事業所のうち、利用実績が多い事業所(90事業所)を対象に調査を実施したものである。 ・上段の1段目は支給を受けた事業所の特例被保険者の減少率、2段目(括弧内)は地域全体の特例被保険者の減少率、下段の1段目は支給を受けた事業所の一般被保険者の増加率、2段目(括弧内)は地域全体の一般被保険者の増加率の実績値である。					
②指標2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・通年雇用促進支援事業については、平成19年度より実施している。 ・上段は実績値、下段(括弧内)は事業計画時の目標数である。 ・当該事業の委託先である協議会とは、事業を実施しようとする地域内の全ての市町村及びその市町村の区域において活動する経済団体等から構成する団体である。					
③指標3 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・平成17年度に沖縄若年者雇用促進奨励金の雇用に関する計画書に基づく雇入れが完了し、平成17年度又は平成18年度に支給を受けた事業所にかかる実績値である。 ・上段は支給を受けた事業所の被保険者数の増加率、下段(括弧内)は県内全体の					

被保険者数の増加率の実績値である。

アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 通年雇用奨励金の支給決定人数(人)	7,410 【-%】	7,126 【-%】	7,415 【-%】	7,790 【-%】	8,132 【-%】
2 通年雇用促進支援事業における利用者数(人) (各協議会において設定した目標数を上回る/平成19年度)	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	- (-) 【-%】	1,947 (6,070) 【-%】
3 沖縄若年者雇用促進奨励金の支給決定人数(人)	2,279 【-%】	1,751 【-%】	970 【-%】	721 【-%】	379 【-%】
(調査名・資料出所、備考)					
①指標1及び3 資料出所：職業安定局調べによる。					
②指標2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・通年雇用促進支援事業については、平成19年度より実施している。 ・上段は実績値、下段は事業計画時の目標数である。					
参考指標					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 通年雇用奨励金支給決定金額(百万円)	3,602	3,420	3,618	3,686	3,891
2 沖縄若年者雇用促進奨励金支給決定金額(百万円)	1,107	861	357	257	112
(調査名・資料出所、備考)					
資料出所：指標1及び2ともに職業安定局調べによる。					
個別目標8に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
①指標1 通年雇用奨励金は、本奨励金の指定地域のうち、北海道、青森県及び新潟県の事業所で利用実績の多い事業所(90事業所)における特例被保険者の減少率が15.7%であるのに対し、同地域における特例被保険者の減少率は5.2%であった。また、同地域における一般被保険者の増加率が0.9%であったのに対し、本奨励金支給事業所の一般被保険者数の増加率が5.1%であったことから、目標とした「通年雇用奨励金の支給を受けた事業所の特例被保険者数の減少率が地域全体の特例被保険者数の減少率を上回り、かつ、支給を受けた事業所の一般被保険者数が増加すること」を達成しており、本奨励金は積雪寒冷地における季節労働者の減少に有効に機能したといえる。 また、本奨励金は、季節労働者の雇用がなくなる冬期期間に、実際に季節労働者を継続して雇用した事業主に対して支給されるものであり、季節労働者の通年雇用に効率的に機能していると考えられる。					
②指標2 平成19年度は事業開始初年度ということもあり、事業計画に掲げた通年雇用化数の成果目標80.0%以上の目標に対し、達成率は55.1%という結果となっている。理由としては、委託先協議会において季節労働者の情報が少なく直接参加勧奨ができなかった等の周知方法に苦慮したことが考えられる。したがって、今後は当該事業におけるセミナー等の利用者を拡大させるための周知活動を充実させる等して、より一層の季節労働者の通年雇用化を図ることとしている。					
③指標3 沖縄若年者雇用促進奨励金は、支給を受けた事業所の被保険者数の増加率が13.6%であるのに対し、県内全体の被保険者数の増加率が4.0%であったことから、目標とした「沖縄若年者雇用促進奨励金の支給を受けた事業所の被保険者数の増加率が県内全体の被保険者数の増加率を上回ることを達成しており、本奨励金は沖縄県における若年者労働者の増加に有効に機能したといえる。 また、本奨励金は、事業所の設置・整備及び雇入れ完了日から1年間が助成期間であ					

るが、6か月ごとの2回に分けて支給を行う方式を採っており、雇い入れた労働者の雇用の継続性の担保に効率的であると評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	通年雇用奨励金
平成19年度 予 算 額	3,844百万円（補助割合：「国 / 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：通年雇用奨励金は、積雪又は寒冷の差が特に高い地域において、建設業等の事業を行う事業主に対して季節的業務に従事する労働者を通年雇用した場合の冬期期間の賃金、休業手当、職業訓練に要した費用や新分野の業種に進出するための施設整備に要した費用の一部を助成、また、建設業等の事業以外を行う事業主に対して試行雇用奨励金を活用して一般業務において季節的業務に従事する労働者を常用雇用した場合の賃金の一部を助成するものである。	
事務事業名	通年雇用促進支援事業
平成19年度 予 算 額	320百万円（補助割合：「国 / 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ 協議会 ）
概要：国で基本的なメニューを提示した上で、地域が自らの創意工夫で季節労働者の通年雇用化を図る取組を支援するものであり、通年雇用化を図る事業（通年雇用促進支援事業）に係る計画を策定した事業主団体等からなる協議会に対して、事業を委託するものである。	
事務事業名	地域雇用開発助成金（沖縄者若年者雇用促進奨励金）
平成19年度 予 算 額	282百万円（補助割合：「国 / 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：沖縄県において事業所を設置又は整備し、当該事業所において県内に居住する30歳未満の若年求職者を雇い入れた事業主に対して賃金の一部を助成するものである。	

個別目標 9						
建設労働者の雇用の改善・能力の開発及び向上を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	建設教育訓練助成金の助成対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率(%) (80%以上/平成19年度) ※施策目標2-1に係る指標9と同じ	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	98.4 【164%】	84.6 【106%】
2	ワンストップサービスにおいて能力開発や従業員の雇用等について相談等を行った建設事業主等のうち、当該相談等を受けて教育訓練及び労働移動、人材確保対策の推進等の相談に対する具体的な措置(教育訓練の受講促進、雇用管理改善措置の実施、事業主都合解雇の防止等)を1年以内に講じている事業主等の割合(%) (80%以上/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	81.4 【102%】	82.3 【103%】
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・本助成金の助成対象となる訓練を受講後、技能検定を受検した者に対するアンケート調査により得た割合である。 ・平成18年度より調査開始している。						
②指標2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・ワンストップサービスにおいて能力開発や従業員の雇用等について相談等を行った事業主に対するアンケート調査により得た割合である。 ・平成18年度より調査開始している。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	建設雇用改善助成金支給決定件数(件)(-)	42,882 【-%】	44,968 【-%】	42,654 【-%】	41,146 【-%】	44,568 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	建設教育訓練助成金の対象となった建設労働者から、本助成金の活用により技能の向上が図られた旨の評価を受けた割合(%) (80%以上/平成19年度)	—	—	100	96.1	97.2
2	相談等を行った事業主に対する満足度調査(%) (80%以上/平成19年度)	—	—	95.0	96.0	97.9
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1						

備考：平成17年度より調査開始している。	
②指標2	備考：ワンストップサービスにおいて能力開発や従業員の雇用等について相談等を行った事業主に対するアンケート調査により得た割合である。
個別目標9に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）	
①指標1	建設雇用改善助成金事業については、事業主等による雇用改善等の取組は一般に費用負担を伴うことから、経済環境が厳しい時期においては後退する傾向があるが、助成金の支給により事業主等の負担を軽減しつつ雇用改善等の取組を促進できることから、雇用管理等の改善を図るための措置として有効である。実際に、建設教育訓練助成金利用者のアンケート調査でも、本助成金があったことにより技能の向上が図られたと評価を受ける割合が97.2%、建設教育訓練助成金の助成対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率が84.6%と、本助成金による効果が目標値を上回る結果となっており、建設労働者の能力の開発及び向上を図る手段として有効であり、本助成金が建設労働者の能力の開発及び向上に大きく役だっていると考ええる。
②指標2	建設労働者雇用安定支援事業については、ワンストップサービスにおいて相談等を受けた事業主のうち、具体的な措置（教育訓練の受講促進、雇用管理改善措置の実施、社内での伝達講習の実施等）を1年以内に講じている事業主等の割合は（以後は結果が分かり次第記載）82.3%であり、当該事業により雇用改善の措置を講じるインセンティブを付与する手段として有効であると考ええる。 これらの建設労働者の雇用の改善等を図るための措置は、企業の収益に直接結びつくものではなく、経営環境が厳しい個別の事業主の中には、自らの企業努力での取組を講じることが困難な所も多いことから、事業主団体及びその連合団体とともに取り組んでいく現在の枠組みにより雇用の改善等を図っていくことは、効果的な手段である。 以上のことから、本取組は、個別目標の達成に有効に機能しているものと評価できる。
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	建設雇用改善助成金事業
平成19年度 予 算 額	5,527百万円（補助割合：「国 / 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：建設労働者の能力の開発及び向上を図ることを目的として、事業主、事業主の団体又はその連合団体に対して助成を行う。また、雇用管理に関する知識を習得するための研修を実施するために助成及び建設労働法に規定する認定団体が行う建設業務労働者の就職又は送出就業の円滑化を図る措置等に対する助成を行う。	
事務事業名	建設労働者雇用安定支援事業
平成19年度 予 算 額	180百万円（補助割合：「国 / 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：建設事業主等が自らの事業再生に向けて取り組もうとしている具体的なニーズに対応した支援事業が十分活用できるよう、利用可能な各種支援事業の総合的な情報提供や支援事業の活用に向けた相談援助を、建設事業主団体等の民間団体においてワンストップサービスで提供する。	

個別目標10						
港湾労働者の雇用の改善等を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	雇用管理者研修を受講した者のうち、役に立った旨の評価を受ける割合(%) (80%以上/平成19年度)	— 【-%】	95.1 【-%】	98.0 【123%】	95.9 【120%】	97.4 【122%】
2	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合。 (%) (80%以上/平成19年度) ※施策目標2-1に係る指標10と同じ	92.7 【-%】	89.9 【-%】	90.9 【-%】	92.5 【116%】	93.2 【117%】
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：平成16年度より調査を開始している。						
②指標2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：港湾労働者派遣事業の実施において、港湾労働法に基づく指定法人が、求人と派遣可能である労働者のあっせんを行っている。本指標は派遣可能である労働者のうち、求人の条件等と適合し、派遣が成立した者の割合である。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	雇用管理者研修の受講者数(人)	632 【-%】	776 【-%】	594 【-%】	529 【-%】	590 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	港湾労働者の就労日数のうち常用労働者及び派遣労働者の占める割合(日雇労働者を除いた割合) (%)	98.3	98.2	98.2	98.1	97.8
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。						
個別目標10に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
①指標1 雇用管理者研修については、590名の雇用管理者に対して、常用労働者によって荷役作業を行うことを原則とする港湾労働法の趣旨の徹底を図っており、さらに受講者から役立った旨の評価を受ける割合は97.4%に達した。						
②指標2 378名の派遣元責任者に対して、港湾労働者派遣事業に関する諸事項に係る講習を行ったことにより、制度の理解が深まり、派遣成立割合93.2%という高い水準が維持されていると考えられる。						
これらの結果、常用港湾労働者の就労割合は97.8%と高い水準を維持しており、当該事業による港湾労働者の雇用の改善等が図られており、本取組は、個別目標の達成に有						

効に機能しているものと評価できる。	
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	港湾労働者派遣事業（雇用管理者研修の実施を含む）
平成19年度 予 算 額	257百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（港湾労働法上の指定法人）
概要：港湾労働法に基づく指定法人が、港湾労働者派遣事業の実施に伴い指定港湾において港湾労働者の福祉の増進を図るため、雇用管理者研修及び派遣元責任者研修等の業務を実施。また、港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのもあっせん業務を実施。	

個別目標11						
林業事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	林業就業支援事業修了者の就職率(%) (67%以上/平成19年度) ※施策目標2-1に係る指標12と同じ	— 【-%】	— 【-%】	63.4 【100%】	67.1 【106%】	67.7 【101%】
2	職業講習会を経て、林業事業体共同説明会に参加した者の就職率(%) (19%以上/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	19.1 【101%】	19.0 【100%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1及び2ともに職業安定局調べによる。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	林業就業支援事業の受講者数(人) (1,803人/平成19年度)	【 %】	【 %】	1,803 【100%】	913 【51%】	1,034 【57%】
2	林業就業支援事業の修了者数(人) (1,346人/平成19年度)	【 %】	【 %】	1,346 【100%】	834 【62%】	948 【70%】
3	林業雇用改善推進事業の参加者数(人) (3,915人/平成19年度)	【 %】	【 %】	3,915 【100%】	3,179 【81%】	3,767 【96%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1～3はいずれも職業安定局調べによる。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	林業事業体共同説明会参加者の就職率(%)	19	20	19	—	—
2	職業講習会・就職ガイダンス参加者の就職率(%)	13	12	18	—	—
3	雇用管理改善セミナーの開催状況(回)	131	138	146	124	129
4	職業講習会・就職ガイダンスの開催状況(回)	—	—	44	37	33
5	林業事業体共同説明会の開催状況(回)	—	—	17	18	16
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。						
個別目標11に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>林業は、不安定な雇用、立ち後れた労働条件・福祉水準といった課題からくる労働者の減少と高齢化が進んでいる。このため、雇用管理改善を促進し、雇用の安定を図るとともに、魅力ある職場づくりを進めることによって、新たな労働力の確保を図ることが必要である。こうしたことから、林業就業支援事業等を実施したところであるが、林業就業支援事業修了者の就職率は67.7%と目標を上回ったことから、本事業は、求職者の林業への就職支援に有効に機能しているものと評価できる。</p> <p>また、林業雇用改善推進事業における職業講習会を経て、林業事業体共同説明会に参加した者の就職率については、平成19年度は19%と目標を達成していることから、有効に機能しているものと評価できる。</p>						

以上のことから、本取組は、個別目標の達成に有効に機能しているものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	林業雇用改善推進事業
平成19年度 予 算 額	471百万円（補助割合：「国 / 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
<p>概要：林業事業体の雇用管理改善を促進することによって、林業事業体に雇用されている労働者の労働条件の改善や雇用の安定を図るとともに、魅力ある職場づくりによって、林業労働力の確保を図っていく必要がある。</p> <p>そのため、地域の実情を踏まえ、きめ細かな雇用改善を実施するためことを目的として、林業関係者による林業雇用改善推進会議を開催する。</p> <p>また、林業事業体の雇用管理改善を促進するため、林業雇用改善促進事業を実施し、中央においては、新規労働力の確保のための職業講習・就職ガイダンス、事業体共同説明会等の一元的な実施や、全国規模の広報・啓発、情報提供を実施していくとともに、地方においては、林業事業体に対する研修等を実施する。</p>	
事務事業名	林業就業支援事業
平成19年度 予 算 額	416百万円（補助割合：「国 / 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
<p>概要：林業への就業を新たに希望する求職者の中には、林業に対するイメージが先行し、林業労働に対する十分かつ的確な情報・認識を持っていない者も多いため、林業への就業を希望する求職者を対象に、林業作業体験等の講習や職業・生活相談等を実施し、林業就業に対する意識の明確化を図り、林野庁の「緑の雇用担い手対策事業」とも連携して林業への円滑な就業を支援し、林業労働力の確保を図る。</p>	

個別目標12					
農林業等への多様な就業を促進すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 就農等支援コーナー利用者に占める就職、あっせん割合(%) (35%以上/平成19年度) ※施策目標2-1に係る指標12と同じ	— 【-%】	33.1 【94%】	34.9 【100%】	32.9 【94%】	34.5 【99%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：就農等支援コーナーは、平成15年7月から運用している。					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 就農等支援コーナー利用者数(人) (7,375人/平成19年度)	6,239 【85%】	7,004 【95%】	7,375 【100%】	9,534 【129%】	8,740 【119%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：就農等支援コーナーは、平成15年7月から運用している。					
参考指標					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 農林漁業労働者の充足率(%)	44.3	43.0	42.4	41.5	43.6
2 相談件数(就農等支援コーナー) (件)	4,843	6,000	5,521	6,678	5,379
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：就農等支援コーナーは、平成15年7月から運用している。					
個別目標12に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
平成19年度における就農等支援コーナー利用者に占める就職、あっせん割合は34.5%と目標の35%を下回ったものの、前年度より改善してきており、本取組は、失業者の希望や能力に応じた農林業等への多様な就業等の支援に有効に機能しているものと評価できる。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名：農林業等就職促進支援事業					
平成19年度 予算額：85百万円(補助割合：「国」/「」/「」/「」)					
予 算 額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要：農林業等の求人情報の拠点安定所への集中化を図るほか、東京、大阪及び名古屋の拠点安定所に「農林業等就職相談コーナー」を設置する。 また、「『農林業をやってみよう』プログラム」等に基づき各都道府県1カ所の安定所に「就農等支援コーナー」を設置し、農林業等への多様な就業希望に応えることとする。また、インターネット等を活用し求職者に農林業等の情報提供を実施する。 農業での就業を希望するフリーター等の若者に対しては、個人の状況・希望に応じた情報提供や農業研修のあっせん等をきめ細かな職業相談の中で行い、農業への就業を支援する。					

個別目標13						
介護労働者の雇用管理の改善等を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	介護基盤人材確保助成金を受給したことにより、当該事業所に於ける雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合(%) (85%以上/平成19年度) ※施策目標2-1に係る指標13と同じ	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	97.4 【122%】	96.0 【113%】
2	雇用管理等相談援助事業を受けた事業所において、本事業を受けて一年経過した時点における同事業を受けたときからの自己都合による離職率(%) (17.5%以下/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	16.0 【125%】	15.0 【117%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所： ・指標1は助成金を受給した者に対し実施したアンケート調査(都道府県労働局調べ。)による。 ・指標2は相談援助事業を受けた事業所に対し実施した追跡調査(財団法人介護労働安定センター調べ。)による。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	介護基盤人材確保助成金の支給対象者数(人) (3,875人以上/平成19年度)	8,708 【-%】	11,425 【-%】	12,494 【-%】	10,622 【-%】	3,340 【86%】
2	雇用管理等相談援助事業に係る相談・情報提供件数(千件) (112千件以上/平成19年度)	113 【-%】	122 【-%】	119 【-%】	113 【-%】	115 【103%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所： ・指標1は職業安定局調べによる。 ・指標2は介護労働安定センター調べによる。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	介護基盤人材確保助成金 上段：支給額(千円) 下段：対象員数(人)	6,586,227 ----- 8,708	8,516,558 ----- 11,425	8,193,179 ----- 12,494	8,033,461 ----- 10,622	3,742,348 ----- 3,340
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。						
個別目標13に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>アウトカム指標の達成状況として「介護労働者基盤人材確保助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合」については、目標である80%以上の水準を満たしている。また、「雇用管理改善等相談援助事業を受けた事業所において、本事業を受けて一年経過した時点における同事業を受けたときからの自己都合による離職率」についても20%以下の達成水準を満たしている</p> <p>介護基盤人材確保助成金については、支給要件の厳格化等により、実績額が減少しているが、介護労働者の雇用管理の改善等を図るための助成措置は、介護事業者にとって直接収益に結びつくものではないこと、事業の開始時又は拡充時には様々な初期投資費</p>						

用を負担しなければならず財政的に厳しいこと等から、自ら雇用管理の改善等の取組を開始する事業主は少ないといった問題点があることから、雇用管理の改善等に関心を有する事業主に対して必要な経費を助成することは、事業主が雇用管理の改善等に取り組むきっかけを与えるものとして有効であると考えられる。

また、雇用管理改善等相談援助事業については、相談・情報提供件数10万件以上を維持している。

以上のことから、本取組は、個別目標の達成に有効に機能しているものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	介護基盤人材確保助成金事業
平成19年度 予 算 額	3,067百万円（補助割合：「国 / 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	介護基盤人材確保助成金は、介護分野で新サービスの提供等を行おうとする事業主であって、当該事業所における介護労働者の雇用管理の改善等を推進するために必要な特定労働者（介護福祉士等の資格を有し1年以上の実務経験を有する者）を雇い入れる場合に、6か月の期間に特定労働者1人当たり70万円を助成するものである。
事務事業名	雇用管理等相談援助事業
平成19年度 予 算 額	453百万円（補助割合：「国 / 」[/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	<p>概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護労働者の雇用管理改善等のため、介護労働安定センター都道府県支部に介護労働サービスインストラクターを配置し、介護分野の事業主等を対象として、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うもの。 また、より専門的な相談については、介護労働安定センターが委嘱した社会保険労務士や中小企業診断士など（雇用管理コンサルタント）が相談に応じるもの。 その他、雇用管理責任者を対象として雇用管理者講習等を実施。

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標 1 ①	目標達成率 100%
指標 1 ②	目標達成率 103%
指標 2	目標達成率 133%
指標 3	目標達成率 -%
指標 4	目標達成率 -%
指標 5	目標達成率 107%
指標 6	目標達成率 2,973%
指標 7	目標達成率 99%
指標 8	目標達成率 446%
指標 9	目標達成率 106%
指標 10	目標達成率 117%
指標 11	目標達成率 101%
指標 12	目標達成率 99%
指標 13	目標達成率 113%
(目標達成率を算定できない場合、その理由)	
①指標 3 は平成22年度に達成状況が判明する。	
②指標 4 は現在集計中である。	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
	(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
	(ロ) 見直しを行わず引き続き実施
	(ハ) <input checked="" type="checkbox"/> 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)	
施策目標の達成に向け着実に進展しているところであり、事業の実施状況等を考慮しつつ一部予算規模を縮小する事業や廃止する事業もあるが、全体としては早急な対策が求められる分野について予算の新規要求をする等、より一層施策を充実させるための措置を講じる。	
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)	
(施策目標に係る指標)	
i	指標の変更を検討
ii	達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)	
i	指標の変更を検討
ii	達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由)	

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)
雇用保険法改正(第166国会)に伴って、参議院より、「特例一時金の引下げに伴って季節的な労働者の生活の安定に支障を来すことのないよう、関係省庁や関係自治体等とも連携しつつ、季節労働者の通年雇用化など積雪寒冷地等の地域雇用対策を一層強化し実効あるものとする。」との付帯決議がなされたところである。
②各種政府決定との関係及び遵守状況
該当なし
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
該当なし
④会計検査院による指摘
該当なし

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
該当なし

5. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当なし